質問主意書提出

十月十三日議員から次の質問主意書が提出された。

地域主権改革及び道州制に関する質問主意書（江口克彦提出）（第二〇号）

無人遠隔管理設備等の法人事業税に関する質問主意書（寺田典城提出）（第二一号）

海上保安庁巡視船の原状回復に関する質問主意書（佐藤正久提出）（第二二号）

尖閣諸島領有についての広報に関する質問主意書（佐藤正久提出）（第二三号）

原爆症の認定に関する質問主意書（糸数慶子提出）（第二四号）

小中学校などにおける猛暑対策の取組に関する質問主意書（加藤修一提出）（第二五号）

質問主意書転送

十月十三日次の質問主意書を内閣に転送した。

一括交付金に関する質問主意書（横山信一提出）（第一四号）

過剰米対策に関する質問主意書（山田俊男提出）（第一五号）

金型業界の統合による地域経済への影響に関する質問主意書（加藤修一提出）（第一六号）

児童養護施設の機能拡充に関する質問主意書（浜田昌良提出）（第一七号）

特別支援教育の機能強化のあり方に関する質問主意書（浜田昌良提出）（第一八号）

人事異動

法務省

（京都地方検察庁次席検事）検事　大坪　弘道

（神戸地方検察庁特別刑事部長）同　佐賀　元明

大阪高等検察庁検事に配置換する（各通）

検事　赤根　智子

検察官・公証人特別任用等審査会試験委員（検察官特別考試担当）に併任する

併任の期間は平成二十二年十一月三十日までとする

検察官・公証人特別任用等審査会試験委員（副検事の選考のための試験担当）に併任する

併任の期間は平成二十二年十一月三十日までとする（以上十月一日）

気象庁

（総務部民間事業振興課民間予報業務監理官）国土交通技官　和田　高秀

総務部民間事業振興課安全情報利用推進官に配置換する

（総務部民間事業振興課）同　上窪　哲郎

総務部民間事業振興課民間予報業務監理官に配置換する

（国土交通省大臣官房付）国土交通事務官　山田　輝希

国土交通技官（観測部気象衛星課衛星運用事業管理官）に転任させる

（札幌管区気象台技術部測器課長）国土交通技官　渡邊　達夫

釧路地方気象台次長に転任させる

（釧路地方気象台次長）同　三浦　明

札幌管区気象台技術部測器課長に転任させる

（輪島測候所長）同　秋元　政典

沖縄気象台危機管理調整官に転任させる

（関西航空地方気象台）同　名畑　勉

大阪管区気象台技術部情報システム管理官に転任させる

（和歌山地方気象台次長）同　西谷　則昭

大阪管区気象台総務部危機管理調整官に転任させる

（高松地方気象台気象防災情報調整官）同　三木　吉雄

和歌山地方気象台次長に配置換する

（奈良地方気象台）同　田中　良裕

高松地方気象台気象防災情報調整官に昇任させる（以上十月一日）

防衛省

（陸上自衛隊幹部学校主任教官）一等陸佐　前田　絹代

陸上自衛隊幹部学校付を命ずる

（陸上自衛隊幹部学校学校教官）同　小笠原広亮

陸上自衛隊幹部学校主任教官を命ずる（以上十月六日）

（第一航空隊副長兼派遣海賊対処行動航空隊司令）一等海佐　木村　康張

派遣海賊対処行動航空隊司令の兼補を解く

（第三航空隊副長）同　大野　敏明

兼ねて派遣海賊対処行動航空隊司令を命ずる（以上十月十日）

岩手県

○教育委員会委員再任

坂本ゆり委員は、十月一日再任された。

栃木県

○公安委員会委員再任

小林一成委員は、十月一日再任された。

群馬県

○教育委員会委員任命

三宅豊委員は、九月三十日任期満了し、十月一日次の者が任命された。

教育委員会委員　清水　和夫

○人事委員会委員任命

吉田恭三委員は、九月三十日辞職し、十月一日次の者が任命された。

人事委員会委員　渡邊　一正

皇室事項

行啓

皇后陛下は、十月十二日午後二時十五分御出門、「女性＝健康」―健やかな日本の今日と明日のために―開幕記念レセプションに御臨席のため、グランドプリンスホテル赤坂（千代田区）へ行啓、同三時七分還啓になった。

官庁報告

官庁事項

独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構の中期目標の一部変更について

独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第29条第1項の規定に基づき、厚生労働省所管の独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構が達成すべき業務運営に関する目標を次のとおり変更し、平成22年9月29日に指示したので、同項の規定に基づき公表する。

平成22年10月15日

厚生労働大臣　細川　律夫

改める。

前文中「出資対象施設」を「譲渡対象施設」に

第1中「平成22年9月30日までの5年間」を「平成24年9月30日までの7年間」に改める。

第3の2の(3)の次に次のように加える。

(4)　社会保険病院等

社会保険病院等が引き続き地域医療に貢献できるよう、病院の経営状況・資産状況の把握等を通じ、適切な運営に努めること。

指定保安検査機関の指定に関する公示

高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号）第35条第1項第1号の規定に基づき、次のとおり指定保安検査機関を指定したので、高圧ガス保安法施行令（平成9年政令第20号）第19条第2項第3号の規定に基づき委任された同法第74条の2第1項第1号の規定に基づき、公示する。

平成22年10月15日

中国四国産業保安監督部長　中村　良明

1　名称　岡山ガステクノサービス株式会社

2　住所　岡山県岡山市北区今七丁目22番27号

3　指定する地域　鳥取県、島根県、岡山県、広島県及び山口県

4　指定の区分　液化石油ガス保安規則第78条第4項で規定する特定施設の保安検査　一般高圧ガス保安規則第80条第4項で規定する特定施設（移動式製造設備を除く。ガスの種類は、メタン、エタン、エチレン、プロパン、プロピレン、ブタン、ブチレン、ブタジエン、天然ガス、水素、酸素、空気、不活性ガスに限る。）の保安検査

5　保安検査を行う事業所の名称及び所在地　岡山ガステクノサービス株式会社　岡山県岡山市北区今七丁目22番27号

6　指定年月日　平成22年10月1日

法務

再審による無罪判決の公示

松本浩三（住居埼玉県川口市大字安行領根岸三五一番地一、タクシー運転手、昭和四九年一一月二五日生）に対して、「平成一九年六月六日神奈川県川崎市川崎区浜町二丁目二八番一県道一三五号横浜羽田空港線下り四・五キロポスト付近道路において、指定最高速度を五二キロメートル超えて普通乗用自動車を運転した」との事実につき、略式命令（罰金八万円）が確定していたが、再審の結果犯罪の証明がなかったので、平成二二年九月一六日無罪の言渡しをした。

川口簡易裁判所

国家試験

気象予報士試験の実施

気象業務法（昭和27年法律第165号）第24条の2の規定に基づき実施する第35回気象予報士試験を次のとおり公告します。

なお、この試験の実施に関する事務は、気象業務法第24条の5第1項の規定により指定を受けた財団法人気象業務支援センター（以下「支援センター」という）に行わせます。

平成22年10月15日

気象庁長官　櫻井　邦雄